

## 5. 強度行動障がいの支援について

強度行動障がいとは、自閉症や重度の知的障がいの方が起こす自傷他害行為や物を壊すなど周囲の人や暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度で起こるため、特別な支援が必要とされる障がいで、家庭での通常の子育ては困難な状況が続きます。



障がい者施設でも自傷他害行為によって社会に適用することができない強行の程度が重い人の場合、支援員が複数で対応せざるを得ず、民間事業者では経営面の難しさから、受け入れに消極的にならざるを得ず、受け入れ施設が極めて少ないのが現状です。

強度行動障がいの症状が起こると、家庭への暴力を繰り返し、親は落ち着くまで明け方までドライブを続けるなど、家族は疲弊し、過酷な日常から本人ご家族の苦しみは限界を超え、生きづらさを抱えているケースが少なくなく、第三者による支援が必要となっています。

まず、県では強度行動障がいのある方とその家族の実態について、どのように認識されているのか、知事の見解を求めます。

先般、私は北九州市のある社会福祉法人を視察しました。同法人は家族でケアができない重い強行の方を受け入れたのをきっかけに、社会福祉士や臨床心理士など専門家によるチームで支援し向き合っています。同法人では日中一時支援の他、グループホームでも受け入れていますが、強行の方が落ち着けるように、他の利用者が他害の被害に遭わないよう、強行の方の個室への玄関や水回りを別個に設置することで、一人で過ごす時間を選択できるようにしました。その後他害行為がなくなり、現在もその状態が続いています。理事長は、強行の方の行動はつらいことへの防衛的行動であり、人的支援、物理的環境を整え、本人が安全安心と思える環境を作ることで他害行為がなくなる、同法人では、強行の方全員が腕まくりをして、新型コロナのワクチン接種を終えることができたと言われていました。

また、福岡市のある社会福祉法人では、フロアに利用者が行き来できる半個室のブースを設置し、壁は外からの視界が遮られ、立てば外が見える140 cmの高さで、強行の行動が出た方を閉じ込めるのではなく、きついと思った時点で自ら半個室に入って落ち着くことができます。そうした環境を整えてからは、

強行の行動の一つである大声をあげることが大幅に減少しており、理事長は選択肢があることが大事であると言われていました。

そこで質問です。強度行動障がいのある方の支援は、その特性を理解した人材による専門的な支援だけでなく、施設や設備などの物理的な環境調整の工夫が状態の安定・改善に有効です。

強度行動障がいの特性から、受け入れを拒む施設がある中で、一人でも多く受け入れができるよう、こうした体制の整備が進む必要があると考えますが、県では、現在、障がい福祉サービス事業所等の人材育成や強度行動障がいのある方を入居対象とするグループホームの施設整備について、どのような支援を行っているのか、知事の見解を伺います。

強度行動障がいのある方の受け入れに消極的な事業所があるのは、強度行動障がいがどのような状態か正しく理解されておらず、また専門的な支援、環境調整を行って受け入れ、状態の安定・改善につなげている事業所があることがあまり認知されていないためと考えます。

市町村が親からの相談に乗りやすくなり、また受け入れに消極的だった事業所で受け入れの検討が進むよう、県が、支援体制を確立し受け入れている法人等から、実践的な支援方法、施設整備の構造等、改善事例の情報を収集し、市町村や事業所に周知してはどうかと考えますが、知事の見解を求めます。

## 【服部知事の答弁】

### ① 強度行動障がいのある方とその家族の実態について

強度行動障がいのある方とは、自らを傷つける、他者に暴力をふるう、物を壊すなどの行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別な配慮や支援が必要であると考えています。

現在、強度行動障がいのある方の人数を把握するための確立された方法がないことから、国において、強度行動障がいのある方の支援に関する検討会を立ち上げ、全国的に把握するためのルールに関する検討が始まっているところです。

ご家族は、常日頃から見守りを行うとともに、そのような行動が起きた場合には、ご本人や周囲の安全を確保しつつ、行動がおさまるようご本人を落ち着かせる必要があり、大変なご負担がかかっていると認識しています。

## ② 事業所に対する人材育成やグループホームの整備への支援について

県では、事業所の従業者を対象に、平成 27 年度から、支援者養成研修に取り組み、強度行動障がいのある方に適切な支援を行う人材の育成を図っています。これまでに、約 5,800 人の方が、この研修を修了しました。

グループホームについては、国の整備方針に基づき、県では、強度行動障がいを含む重度障がいのある方を入居対象とするものを、優先的に整備することとしており、その費用の一部を補助しています。

## ③ 強度行動障がいの状態が改善した事例の周知について

強度行動障がいのある方への支援には、支援者の高い専門性と、落ち着ける空間の確保などの環境面での配慮が必要です。

ご紹介いただいたように、個室に玄関や水回りを設置し、一人で過ごす時間を選択できるようにすることや、半個室をフロアに設置し自ら入って落ち着くことができるようにすることで、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの事例があります。

今後、専門的な支援に取り組んでいる事業所から対応事例を収集し、支援者養成研修の教材に追加するとともに、市町村担当課長会議や事業所に対する集団指導において周知してまいります。